

○大村市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の推薦並びに募集実施要領

令和7年12月19日

大村市農業委員会の委員（以下「農業委員」という。）及び農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）の候補となる者の推薦並びに募集を、下記のとおり受け付けます。

記

1 業務内容

(1) 農業委員

身分	地方公務員法第3条第3項第1号に規定する特別職の非常勤職員
職務内容	<ul style="list-style-type: none">・農地の権利移動や転用等に係る調査及び許認可審議（毎月1回の定例総会への出席）・農地利用の最適化（担い手への農地集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進等）の推進に係る現地調査及び指導業務（農地の意向調査、地域での協議等）・農地利用最適化推進指針の変更・その他農業に関する調査及び情報提供並びに研修会等への参加
報酬	会長 月額 58,000円 委員 月額 35,000円 上記に加え、農地利用の最適化に係る活動に応じて、予算の範囲内で市長が定める額を加算額として支給

(2) 推進委員

身分	地方公務員法第3条第3項第2号に規定する特別職の非常勤職員
職務内容	<ul style="list-style-type: none">・担当区域内の農地の権利移動や転用等に係る調査及び許認可審議に関する意見を述べること（毎月1回の定例総会へ必要に応じて出席）・担当区域内の農地利用の最適化（担い手への農地集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進等）の推進に係る現地調査及び利用関係者への調整業務（農地の意向調査、地域での協議等）

	<ul style="list-style-type: none"> ・農地利用最適化推進指針の変更等への意見を述べること ・その他農業に関する調査及び情報提供並びに研修会等への参加
報酬	<p>月額 35,000円</p> <p>上記に加え、農地利用の最適化に係る活動に応じて、予算の範囲内で市長が定める額を加算額として支給</p>

2 任用期間

- (1) 農業委員 3年（令和8年7月20日から令和11年7月19日まで）
 (2) 推進委員 委嘱日から令和11年7月19日まで

3 推薦を受ける者及び応募する者の資格

農業委員及び推進委員は、それぞれ(1)又は(2)の資格に該当する者であって、また、(3)の共通の資格のいずれにも該当する者であること。なお、(4)の欠格事由のいずれかに該当する者は、農業委員及び推進委員となることはできない。

(1) 農業委員の資格

農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる者

(2) 推進委員の資格

農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者

(3) 共通の資格

・大村市暴力団排除条例（平成24年大村市条例第17号）第2条第4号に規定する暴力団関係者でない者

(4) 欠格事由

- ・破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ・拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

4 推薦及び募集を行う人数

- (1) 農業委員 19名
 (2) 推進委員 19名

○推進委員が担当する地区割表

地区名	その地区の区域（行政区名）	人数
三浦	西部町　日泊町　溝陸町　今村町	2名
鈴田	岩松町　大里町　陰平町　中里町　小川内町　平町	3名
大村	木場1丁目　木場2丁目　向木場町　須田ノ木町　赤佐古町 徳泉川内町　水計町　荒平町　東大村1丁目　東大村2丁目 久原1丁目　久原2丁目　武部町　三城町　東三城町　西三 城町　水主町1丁目　水主町2丁目　東本町　本町　西本町 幸町　片町　玖島1丁目　玖島2丁目　玖島3丁目	3名
西大村	古賀島町　森園町　松山町　協和町　松並1丁目　松並2丁 目　杭出津1丁目　杭出津2丁目　杭出津3丁目　水田町 古町1丁目　古町2丁目　乾馬場町　西大村本町　桜馬場1 丁目　桜馬場2丁目　植松1丁目　植松2丁目　植松3丁目 諏訪1丁目　諏訪2丁目　諏訪3丁目　上諏訪町　雄ヶ原町 池田新町　池田1丁目　池田2丁目　坂口町	1名
萱瀬	荒瀬町　原町　宮代町　田下町　中岳町　黒木町	3名
竹松	宮小路1丁目　宮小路2丁目　宮小路3丁目　今津町　富の 原1丁目　富の原2丁目　黒丸町　竹松町　鬼橋町　小路口 本町　小路口町　原口町　竹松本町　大川田町	2名
福重	沖田町　寿古町　皆同町　今富町　野田町　立福寺町　弥勒 寺町　重井田町　福重町　草場町	3名
松原	松原本町　松原1丁目　松原2丁目　松原3丁目　野岳町 東野岳町　武留路町	2名

注：推薦並びに応募において、農業委員及び推進委員の両方の候補者となること
はできるが、農業委員と推進委員を兼任することはできない。

5 推薦及び募集を行う期間

令和8年1月5日から令和8年2月3日まで（30日間）

6 推薦及び募集に係る手続

次の提出書類に必要事項を記入し、提出するものとする。

(1) 農業委員

農業者等の代表者が推薦する場合	様式 1
農業者が組織する団体等が推薦する場合	
応募の場合	様式 2

(2) 推進委員

農業者等の代表者が推薦する場合	様式 3
農業者が組織する団体等が推薦する場合	
応募の場合	様式 4

7 提出方法、提出先等

提出方法、提出先及び問い合わせ先は、次のとおりとする。

(1) 提出方法

提出書類は封入のうえ、封筒の表に「農業委員推薦（又は公募）」又は「農地利用最適化推進委員推薦（又は公募）」と朱書し、郵送又は持参により提出する。なお、郵送による場合は、令和8年2月3日（火）必着とする。

(2) 提出先及び問い合わせ先

大村市農業委員会事務局

〒856-8686 大村市玖島1丁目25番地

電話：0957-53-4111（内線351・352） FAX：0957-54-9567

8 推薦及び募集状況の公表

推薦及び応募の状況・結果は、市ホームページ等で、提出書類をもとに次のとおり公表する。

(1) 推薦及び募集状況の公表

- ・中間報告 令和8年1月20日（火）（19日受付分まで）
- ・最終報告公表 令和8年2月9日（月）

(2) 公表する事項

- ・推薦をする者の住所又は団体等の所在地以外の規定された事項
- ・推薦を受けた者及び応募した者の住所以外の規定された事項

- ・推薦を受けた者の数及び応募した者の数のうち認定農業者等の数

9 選考方法及び結果の公表

(1) 農業委員

大村市農業委員会委員候補者評価委員会を開催し、提出された書類をもとに選考する。なお、必要に応じて、面接や関係者からの意見聴取等を行う場合がある。

結果については、令和8年6月定例市議会の承認を得たのち、市ホームページ等により公表する。なお、候補者評価委員会による結果の通知は行わない。

(2) 推進委員

大村市農業委員会委員候補者評価委員会を開催し、提出された書類をもとに選考する。なお、必要に応じて、面接や関係者からの意見聴取等を行う場合がある。

結果については、新たな農業委員による総会での決定ののち、市ホームページ等により公表する。

10 その他の注意事項

- (1) 提出書類は理由の如何にかかわらず返却しない。
- (2) 提出書類は、農業委員及び推進委員の候補者となるためのもので、その提出により農業委員及び推進委員となることが決定されたものではない。
- (3) 推薦及び応募等に関する経費は、関係当事者の自己負担とする。
- (4) 提出書類の様式は、市ホームページからダウンロードするか、市農業委員会事務局で入手すること。